

答申第 816 号

情公第 1876 号

令和 7 年 9 月 10 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会

会長 田村 達久

行政文書公開処分に関する審査請求について（答申）

令和 6 年 6 月 12 日付けで諮問された特定水門に関する文書公開の件（諮問第 910 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、審査請求人からの令和6年2月13日付け行政文書公開請求に対し、別表の「公開文書」欄に掲げる行政文書を特定した上で、行政文書公開決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和6年2月13日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して別表の「公開請求に係る行政文書の内容」欄を請求内容とする行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和6年2月26日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長した上で、令和6年4月12日付けで、別表の「公開文書」欄に掲げる行政文書を特定し、行政文書公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和6年4月22日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 公開された行政文書は、請求した内容に相応した行政文書ではない。
- (2) 知りたい情報は、芦ノ湖の貯留を維持する目的を特定水門が担っているという弁明ではなく、芦ノ湖を特定水門によって貯留している行為そのものの目的であり、その目的を示す行政文書の公開を実施機関に対して請求したのである。端的に言えば、貯留する手段を知りたいのではなく、貯留する目的を知りたいのである。
- (3) 特定水門は、早川と芦ノ湖の洪水を防除することを目的に芦ノ湖の水を貯留しているとのことだが、その防災概念は明らかに誤っている。湖を人工物で貯留すれば水位が上昇して、平素であっても溢水水位との距離が狭まり、洪水を引き起こす可能性が高まるのは当然だからである。神奈川県が県民の安全な暮らしを犠牲にしてまで芦ノ湖の貯留に固執する理由は何か、その本当の目的を知りたいのである。

4 実施機関（担当：県土整備局河港課）の説明要旨

- (1) 特定水門は、早川水系早川及び湖の洪水防除並びに湖の貯留機能の維持を図ることを目的としており、水門操作規則等（別表の項番 5 及び 6 の「公開文書」欄に掲げる行政文書）に従い、水位が 2.3m 未満のときは、原則として全てのゲートは全閉としている。
- (2) したがって、特定水門の操作の目的が規定されている水門操作規則等が、請求内容である「河川管理施設である特定水門によって芦ノ湖の水を貯留するに当たり、貯留する目的、および平素からの貯留行為に対しての合理的な根拠」に該当するものである。
- (3) この水門操作規則等は、別表の項番 2、3 及び 4 の「公開文書」欄に掲げる行政文書に基づき作成されたものである。これらには、県が特定水門を改築、管理することのほか、水位が 2.3m 未満のとき、県は水門の操作を行わないことが明記されており、水門操作規則等の記載の根拠となっている。
- (4) なお、改築前の旧特定水門の操作は、別表の項番 2 の「公開文書」欄に掲げる行政文書が締結されるまでは、別表の項番 1 の「公開文書」欄に掲げる行政文書に基づき、洪水のおそれがある場合には、県と水利組合両者立ち会いのもとに行われてきた。
- (5) 以上のことから、公開文書が請求内容との整合が認められないとする事実はない。

5 審査会の判断理由

(1) 行政文書の特定の妥当性について

審査請求人は、実施機関が特定した行政文書は、自身が請求した内容に相応した文書ではない旨主張しているから、実施機関による文書特定の妥当性について以下検討する。

ア 条例第 9 条第 1 項について

条例第 9 条第 1 項は「公開請求をしようとするものは、当該公開請求に係る行政文書を管理している実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「請求書」という。）を提出しなければならない。」と規定し、同項の定める「次に掲げる事項」の 1 つとして、同項第 2 号は「公開請求

に係る行政文書の内容」を掲げている。このように条例は、行政文書公開請求の請求内容については、請求書という書面によって明らかにすることを請求者に求めている以上、実施機関が特定した行政文書が「公開請求に係る行政文書の内容」の記載から合理的に特定されたものと認められる場合には、当該特定は妥当なものと解すべきである。

イ 本件請求における「公開請求に係る行政文書の内容」について

令和6年2月13日付け行政文書公開請求書（以下「本件請求書」という。）の「公開請求に係る行政文書の内容」欄には、「河川法に則って芦ノ湖の河川管理者が、河川管理施設である特定水門によって芦ノ湖の水を貯留するにあたり、貯留する目的（以下、特定水門で芦ノ湖の水を貯留する目的を「貯留目的」という。）、および平素からの貯留行為に対しての合理的な根拠（以下、特定水門で芦ノ湖の水を貯留する根拠を「貯留行為の根拠」という。）が記された行政文書の写し」と記載されている。

そのため、実施機関の特定した行政文書に、貯留目的又は貯留行為の根拠と心得る記載が認められれば、実施機関が特定した行政文書は、「公開請求に係る行政文書の内容」の記載から合理的に特定されたものとして、当該特定は妥当なものと認められることから、以下、この点について検討する。

(ア) 貯留目的について

当審査会が確認したところ、別表の項番1の「公開文書」欄に掲げる行政文書は、神奈川県及び芦湖水利組合管理者との間で結ばれた協定書であり、当該行政文書中には「芦の湖洪水調節（略）を合理化し強化するため（略）水門に改築及びこれに附帯する補強工事を速かに施行する」との記載が認められる。

また、同表の項番2の「公開文書」欄に掲げる行政文書は、神奈川県及び芦湖水利組合管理者との間で結ばれた覚書であり、当該行政文書中には「芦の湖の治水安全度の向上を図るため」「神奈川県は、（略）特定水門を改築し、管理する」との記載が認められる。

さらに、同表の項番4の「公開文書」欄に掲げる行政文書は、項番2及び3の「公開文書」欄に掲げる行政文書の内容について、神奈川県と

芦湖水利組合管理者との間で確認し合った事項が記録された文書であり、当該行政文書中には「洪水防除及び貯留機能を有する施設である特定水門を設置するにあたり」との記載が認められる。

以上のとおり、同表の項番 1、2 及び 4 の「公開文書」欄に掲げる行政文書中には、いずれにも貯留目的といい得る記載が認められる。

(イ) 貯留行為の根拠について

当審査会が確認したところ、別表の項番 3 の「公開文書」欄に掲げる行政文書は、神奈川県と芦湖水利組合管理者との間の申合せ事項が記録された文書であり、芦ノ湖の水位が一定以上になったときに県が特定水門の操作を行うこと等が記載されていることが認められる。

また、同表の項番 5 の「公開文書」欄に掲げる行政文書は、特定水門の操作に関する事項が記録された文書であり、芦ノ湖の水位が一定未満であるときは全ての水門を閉じておき、一定以上になったときに水門を開けること等が記載されていることが認められる。

さらに、同表の項番 6 の「公開文書」欄に掲げる行政文書は、洪水等緊急時における水門の操作に関する事項が記録された文書であり、洪水等緊急時には水門の操作を行うが、芦ノ湖の水位が一定未満となったときは、水門を全て閉じること等が記載されていることが認められる。

以上のとおり、同表の項番 3、5 及び 6 の「公開文書」欄に掲げる行政文書中には、いずれにも貯留行為の根拠といい得る記載が認められる。

(ウ) 結論

以上の(ア)及び(イ)のとおり、実施機関が特定した行政文書中には、貯留目的又は貯留行為の根拠といい得る記載が認められる以上、当該行政文書はいずれも、本件請求書の「公開請求に係る行政文書の内容」欄の記載から合理的に特定されたものと認められ、また、当該行政文書以外に本件請求に合致する行政文書を管理していることを示す特段の事情も認められないことから、本件請求に対する実施機関による行政文書の特定は妥当である。

(2) その他

審査請求人は、反論書等にて「実施機関は、特定水門が早川と芦ノ湖の洪

水を防除することを目的に芦ノ湖の水を貯留していると説明しているが、その防災概念は明らかに誤っている」旨の主張をするなど、特定水門の貯留目的に係る実施機関の説明の合理性に疑義を呈しているが、そもそもこの点について当審査会が判断する立場にはなく、その他の主張も当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

項番	公開請求に係る 行政文書の内容	公開文書
1	河川法に則って芦ノ湖の河川 管理者が、河川管理施設である 特定水門によって芦ノ湖の水を 貯留するにあたり、貯留する目的、 および平素からの貯留行為に対しての 合理的な根拠が記された行政文書の写し	芦の湖洪水防除に対する協定書
2		覚書
3		芦の湖に関する申合せ事項
4		「覚書」及び「芦の湖に関する申合せ 事項」に関する確認事項
5		芦の湖特定水門操作規則
6		芦の湖特定水門操作の洪水等緊急時の 措置細則

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年 6 月 12 日 (収受)	○ 諮問
令和 7 年 6 月 23 日 (第 250 回部会)	○ 審議
令和 7 年 7 月 1 日	○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
令和 7 年 7 月 28 日 (第 251 回部会)	○ 審議
令和 7 年 8 月 29 日 (第 252 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
釧 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

（令和 7 年 9 月 10 日現在）（五十音順）